



	<p>においても、「電気料金への影響を抑制しつつ投資を行っていく必要がある」と、電気料金を抑制する必要性を示している。全国調整スキーム対象費は、需要家が負担する託送料金に転嫁されることで費用回収されるが、二重課税の発生を防ぐことで、電気供給業と他の一般の事業との課税の公平性を図るとともに、電力ネットワークの整備と需要家の託送料金負担減を両立させるため、本施策が必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	第7次エネルギー基本計画において、「電力の安定供給を確保しつつ、電力システムの脱炭素化を進めるため、電力ネットワークの次世代化を進めることが不可欠である。このため、広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）を踏まえた地域間連系線の整備や、地内基幹系統等の増強を着実に進めていく必要がある。」として、地域間連系線等の整備の必要性を強調している。 その前提を踏まえて、「各エリアの一般送配電事業者等が、より効率的・計画的に整備を進めるための仕組みを検討するとともに、再生可能エネルギー電源の立地地域の負担とその全国への裨益を踏まえ、エリアを越えた費用負担の仕組みも検討していく」としており、地域間連系線等の日本全国に裨益する電力ネットワークの計画的増強を進めることを目的とする。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
		同上の期間中の達成目標	「広域連系系統のマスタープラン」に基づき、再生可能エネルギー導入拡大や市場分断解消など全国に裨益する地域間連系線等の計画的整備を推進する。
		政策目標の達成状況	北海道本州間連系設備、東北東京間連系線、東京中部間連系設備、中部関西間連系線について整備計画を策定し、それぞれ2030年度までを目途に完工予定。 また東地域（北海道～東北～東京間）、中国九州間連系設備については整備計画策定プロセスを進めている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	【適用件数】 令和8年度：整備計画2件、令和9年度：整備計画3件 【減収額】 令和8年度：1.63億円、令和9年度：3.27億円
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	電気供給業と他の一般の事業との課税の公平性を図る上で、本措置は有効。また、全国調整スキーム対象費は、託送料金に全国調整スキーム対象費相当額の法人事業税を含めて費用回収することとなり、需要家負担が増加するが、本要望措置によって、二重課税を防ぐことで、託送料金への影響を抑制しつつ、必要なネットワークの整備に資することができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税）</li> <li>電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置（地方税・法人事業税）</li> <li>公益的課題のための経費に掛かる収入金額を控除する収入割の特例措置（地方税・法人事業税）</li> </ul>
		予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		電気供給業と他の一般の事業との課税の公平性を図ることに加え、電力ネットワークの整備と需要家の託送料金負担減を両立させる上で、二重課税の発生を防ぐ本要望措置は妥当である。	

<p>これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項</p>	<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	—
	<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	—
	<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	—
	<p>前回要望時の 達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>		—